

セラン デザイン制作・印刷等サービス利用約款

第1条 (総則)

この約款(以下「本約款」といいます。)は、東急株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「本サービス」(次条において定義します。)の利用条件および利用者(次条において定義します。)と当社との間の権利義務関係について定めることを目的とし、当社と利用者との間の本サービスの利用にかかる一切の関係を適用されます。利用者は、本約款を十分確認いただき、全ての内容に同意していただく必要があります。

第2条 (定義)

本約款における用語の定義は、本約款の各条項において定める場合を除き、以下の各号のとおりです。
(1)「本サービス」とは、当社が利用者に対して提供する、デザイン制作サービス、印刷サービス、ネット印刷入稿サポート、配布手配サービス、宛名印刷・配送手配サービスおよびこれらに付随するサービスを意味します。
(2)「デザイン制作サービス」とは、本サービスのうち、デザイン制作を行うサービスを意味します。
(3)「印刷サービス」とは、本サービスのうち、印刷データを当社指定の印刷会社で印刷・加工し、利用者が指定する場所へへの配送を手配するサービスを意味します。
(4)「ネット印刷入稿サポート」とは、本サービスのうち、利用者の希望するネット印刷事業者への原稿入稿をサポートするサービスを意味します。
(5)「配布手配サービス」とは、本サービスのうち、印刷サービスで印刷した印刷物を、特定の宛先に配送手配するのではなく、新聞折込、ポスティング等の方法で利用者の指定した範囲の地域に配布するサービスを意味します。
(6)「宛名印刷・配送手配サービス」とは、本サービスのうち、印刷サービスで印刷した印刷物に、利用者の指定した宛先を印刷のうえ配送の手配をするサービスを意味します。
(7)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、改正後の規定を含みます。)において定義される個人情報を意味します。
(8)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、著作権については著作権法(昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。)第27条および第28条に定める権利を含みます。)を意味します。
(9)「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「https://www.selun.ne.jp/」である、当社が運営するウェブサイト(当社のウェブサイトのドメインまたはその内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
(10)「本サービス提供契約」とは、第3条に基づいて当社と利用者の間で成立する契約を意味します。
(11)「本料金」とは、本サービス提供契約に基づく本サービス提供の対価として、利用者が当社に対して支払う金銭を意味します。
(12)「利用者」とは、本約款に基づき当社と本サービス提供契約を締結し、本サービスの利用が可能となる個人または法人を意味します。
(13)「利用者提供素材」とは、本サービスのために、利用者が提供した文章、画像、イラストその他のコンテンツを意味します。
(14)「利用者情報」とは、本サービス提供契約に関して当社が取得する、利用者またはその担当者の個人情報を意味します。
(15)「セラン事務局」とは、当社が運営するアウトソーシングサービス実施事業所を意味します。

第3条 (本サービス提供契約の成立)

1. 利用者は、当社が作成した見積書によって本サービス提供契約条件および本料金の金額を確認し、本約款を遵守することに合意した上で、当社所定の申込書の提出により本サービスの提供に関する申込みを行うことができるものとし、当該申込みを受け付けた場合、当社は、電話、電子メールその他の手段により、利用者に対して本サービス提供条件その他の条件等の確認通知を行うことで当該利用者の申込みを承諾できるものとし、本サービス提供契約は、この通知の時をもって成立するものとなります。なお、利用者は本サービス提供契約の成立時点以降、利用者の都合により当該本サービス提供契約を解除することができないものとなります。
2. 利用者は、本サービス提供契約の成立後、当社の指示に従い、本サービスの利用に必要な作業を行うものとし、当社は、当該作業内容について必要な修正を求めることができるものとします。
3. 当社は、本サービス提供契約の成立前において、利用者若しくは利用者による申込内容が以下の各号の事由に該当し、または該当するおそれがあると合理的に判断した場合は、利用者に対して通知することにより本サービス提供契約の締結を拒否することができるものとし、当該拒否の理由について、利用者に対してこれを開示する義務を負わず、また、当該拒否について当社は責任を負わないものとなります。
(1) 申込内容が第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権その他一切の権利を侵害するものである場合
(2) 申込内容が法令または公序良俗に反するものである場合
(3) 利用者の業態および利用者提供素材等が、当社が定める基準に満たない場合
(4) 利用者が暴力団、暴力団員、右翼団体、犯罪集団、その他の反社会的勢力またはこれに準ずる者(以下「反社会的勢力等」といいます。)である場合または労務提供、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力、関与する等反社会的勢力等との何らかの関係を有していると当社が合理的に判断した場合
(5) 過去に当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が合理的に判断した場合
(6) 当社による本サービスの運営およびその提供または他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはこれらに支障をきたす行為を行った場合またはそのおそれがあると当社が合理的に判断した場合
(7) 前各号の他、本サービス提供契約の履行、継続が不適切であると当社が合理的に判断した場合
4. 利用者が申込書に入力した情報の内容が不正確であったこと等によって利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第4条 (本料金の支払い)

利用者は、本サービス提供契約の成立後、申込書の定めに従って、当社に対して遅滞なく本料金を支払うものとなります。当社と利用者との間の本サービス提供契約に基づく本料金およびその支払方法は、申込書において定めるところによるものとなります。

第5条 (接続環境等)

1. 利用者が本サービスの提供を受けるにあたり必要なコンピューター、スマートフォンその他の電子機器およびインターネット利用等に必要なソフトウェア、通信回線その他の通信環境等は、利用者の責任と費用負担において準備し、維持するものとなります。また、それら電子機器、ソフトウェアおよび通信環境等の設置や操作についても、利用者の責任と費用負担において行うものとなります。
2. 当社は、本サービスがあらゆる電子機器等に適合することを保証しません。また、利用者が本サービスを利用するために必要な電子機器等の準備、設置、操作に関して関与しません。
3. 利用者が本サービスの利用に関してインターネット回線を通じて行う情報の伝達および意思表示は、当社のサーバーに当該情報や意思表示に関するデータや信号等が送信され、当社のシステムに当該情報や意思表示の内容が反映された時点をもって、当社に到達したものとみなします。

第6条 (再委託)

1. 当社は、本サービス提供に関する業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとなります(以下、当該第三者を「再委託先」といいます。)。

2. 当社は、本サービス提供の目的の範囲内において、再委託先に対し、第9条に定める利用者の情報ならびに第10条に定める本件個人情報を開示できるものとします。
3. 当社は、再委託先による本サービスの履行について責任を負い、再委託にかかる費用を負担するものとします。

第7条 (権利の帰属)

当社ウェブサイトおよび本サービスに関する知的財産権は全て当社に帰属しており、本約款に基づく本サービス提供契約の成立は、利用者に対する当社ウェブサイトおよび本サービスに関する知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第8条 (譲渡禁止)

1. 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービス提供契約上の地位または本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本サービス提供契約上の地位、本約款に基づく権利および義務ならびに利用者情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、会社分割その他本サービスにかかる事業が移転するあらゆる場合を含むものとなります。

第9条 (利用者情報等)

当社は、利用者情報、利用者から提供を受けた利用者提供素材、本サービスにおける過去の注文情報その他本サービスに関して入手した利用者の情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に取り扱います。

第10条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に際し、当社が取得した利用者の個人情報(以下「本件個人情報」といいます。)を以下の各号の利用目的のために使用します。
(1) 利用者に対する本サービスの提供
(2) 申込内容の確認
(3) 利用者または利用者が指定した場所への、本サービスに関する物品の配送手配
(4) 利用者からのお問い合わせやご相談等への対応
2. 前項の他、当社は当社が定める個人情報保護方針(https://www.tokyu.co.jp/company/csr/society/transmission/privacy_policy1.html)に則り本件個人情報を取扱うものとなります。

第11条 (禁止行為)

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
(1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
(2) 公序良俗に反する行為
(3) 当社、本サービスの他の利用者その他の第三者に対する詐欺的または脅迫的行為
(4) 当社、本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権その他の権利または利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為(本サービス内容の全部または一部の複製、公衆送信、頒布、翻訳、翻案、転載若しくは再利用等を含むがこれに限られません。)
(5) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
(6) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為または当社若しくは本サービスの信用を毀損するおそれのある行為
(7) 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
(8) 当社の提供する本サービスのソフトウェア等に改変を加える行為
(9) 第三者に成りすます行為
(10) 当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールを含む本約款に違反する行為
(11) 反社会的勢力等への利益供与
(12) 反社会的勢力等を代理し、これらの者の依頼を受け、または実質的にこれらの者の指示や依頼の下で本サービスを利用する行為
(13) 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し、または容易にする行為
(14) 前各号の他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第12条 (本サービスの停止等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が存在する場合には、利用者事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとなります。
(1) 本サービスにかかるコンピューターシステムの定期的な点検または保守作業を緊急に行う必要がある場合
(2) 当社のコンピューターや通信回線等、本サービスの提供に必要な設備等が事故等により使用できなくなった場合
(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症の蔓延等により本サービスの運営が不可能ないし著しく困難となった場合
(4) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供が不可能ないし著しく困難となった場合
(5) 凶令またはこれに基づく命令等により本サービスの提供が不可能ないし著しく困難となった場合
(6) 前各号の他当社が本サービスの停止または中断が必要であると合理的に判断した場合
2. 本条に基づき当社が行った措置によって利用者に生じた損害について、当社は当社に故意または重大な過失が認められる場合を除き責任を負いません。

第13条 (解除)

1. 当社は、利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本サービス提供契約を解除することができます。また、当社は、利用者についてこれらの事由の該当性を確認するために、当社が必要と判断する本人確認および事実確認を行うことができ、当該確認が完了するまでの間、当該利用者に対する本サービスの利用を一時的に停止する等の必要な措置を講ずることができます。当社は、本項に定める措置を講じた場合、利用者に対してその理由を開示する義務を負わないものとし、利用者は予めこれを了承するものとなります。
(1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
(2) 申込事項に虚偽の事実があることが判明した場合
(3) 支払停止若しくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、利用者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければならない。
3. 本条に基づく当社の措置によって利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第14条 (本サービスの内容の変更および終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は利用者事前に通知するものとします。
2. 本条に基づく当社の措置によって利用者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第 15 条 (免責事項)

1. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待する機能、商品的価値、正確性および有用性を有すること、利用者による本サービスの利用が利用者にも適用のある法令等または企業若しくは業界団体等の内部規則等に違反しないこと、および本サービスに不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は過去に利用者から提供を受けた利用者提供素材および当社が本サービスに伴って制作した一切のデータ、物品等を保存する義務を負いません。

第 16 条 (損害賠償責任)

1. 利用者が本約款に違反することにより、または本サービスの利用に関連して、当社、その他の第三者に損害を与えた場合、当該利用者は、当該損害を受けた者に対する損害賠償責任を含む、責任を負うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して利用者に対して債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、利用者が被った直接かつ通常損害の範囲で、本料金を限度として、損害賠償責任を負います。ただし、当社に故意または重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。

第 17 条 (本約款の変更)

1. 本約款は民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は以下の各号の場合に、当社の裁量により本約款を変更することがあります。
 - (1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、本サービスを利用した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、当社が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 か月前までに当社ウェブサイトに掲示します。
3. 変更後の本約款の効力発日以降に、利用者が本サービスを利用したときは、本約款の変更同意したものとみなします。

第 18 条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、自己が反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 利用者が前項に違反した場合、当社は、事前に通知せず、当該利用者による本サービスの利用停止を行うことができるものとします。この場合、当該利用者に損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第 19 条 (本約款に定めのない事項)

本約款に定めのない事項または本約款の解釈上の疑義等が生じた場合、当社および利用者は、信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

第 20 条 (準拠法)

本約款の準拠法は日本法とします。

第 21 条 (裁判所管轄)

本約款に関する一切の訴訟は、訴訟額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

された本印刷物について、当社に返送された日 (同日を含みます。) から 10 営業日が経過した日 (同日を含みます。) の翌日以降、当社の判断により破棄することができるものとし、利用者はこれを予め了承するものとし、また、本印刷物をセラン事務局にて利用者へ引渡す場合については、印刷等完了日 (同日を含みます。) から 10 営業日が経過した日 (同日を含みます。) の翌日以降、当社の判断により破棄することができるものとし、利用者はこれを予め了承するものとし、また、(6) 利用者は、本印刷物が到着した日 (前号において配送が完了しなかった場合でも、本印刷物が利用者の指定した場所に最初に到達した日をもって本印刷物の到着日とします。) から 5 営業日以内 (本印刷物が到着した日を含みます。) に本印刷物を検収し、検収において本サービス提供契約との仕様の異なり、数量違い等の異議があるときは、当該期間内に当社に通知するものとし、速やかに本印刷物を当社に返送するものとします。利用者が検収合格の通知を行った場合、またはかかる検収期間中に異議の通知がなかった場合、本印刷物は合格したものと、当社は本サービスの提供を完了したものとします。(7) 前号において本印刷物に関する利用者の異議が合理的理由に基づくものであった場合、当社は本印刷物を修補・追完して、利用者に再度納入するものとします。この場合、利用者は本印刷物を前号に従って再度検収するものとします。(8) 本サービスの提供完了後に、利用者が、本印刷物に本サービス提供契約との不適合を発見した場合、利用者は、本サービス提供完了後 6 か月以内に当社に通知するものとします。当該不適合の主張が合理的理由に基づくものである場合、当社はかかる不適合を修補・追完するものとします。当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、不適合を修補・追完することで、民法の定める契約不適合責任を履行したものとします。

第 3 条 (ネット印刷入稿サポート)

本サービスがネット印刷入稿サポートの場合、以下の各号の定めによるものとします。

- (1) 本サービス提供契約は、委任契約となり、当社は、利用者が希望するネット印刷事業者への原稿入稿を善良なる管理者の注意をもってサポートし、入稿が完了したことをもって本サービスの提供完了とします。
- (2) ネット印刷事業者との印刷契約については、利用者が契約を締結するものとし、当社は責任を負いません。ネット印刷事業者への印刷料の支払い等については、利用者が利用者の責任と負担で行うものとします。
- (3) 利用者は、利用者の責任でネット印刷事業者を選定するものとし、当社は、ネット印刷事業者による印刷物等の仕上がりについては何ら保証せず、責任を負いません。

第 4 条 (配布手配サービス)

本サービスが配布手配サービスの場合、以下の各号の定めによるものとします。

- (1) 本サービス提供契約は、委任契約となり、当社は、利用者の指定した地域に対して、利用者が指定した数量の配布物の配布を、善良なる管理者の注意をもって実施したことをもって、本サービスの提供完了とします。
- (2) 本サービスの対象となる配布物は、本印刷物に限られるものとします。
- (3) 利用者が指定できる地域は、当社が配布可能地域として利用者に提示した範囲に限られるものとします。
- (4) 当社が本サービスの提供を完了した場合、当社は当社所定の方法で利用者に対して完了報告を行うものとします。
- (5) 本サービスは、利用者が指定した地域の全戸に対して配布物を配布することを保証するものではなく、利用者が指定した配布数量に達した場合、当社はそれ以上の配布は実施いたしません。

第 5 条 (宛名印刷・配送手配サービス)

本サービスが宛名印刷・配送手配サービスの場合、以下の各号の定めによるものとします。

- (1) 本サービス提供契約は、委任契約となり、当社は、利用者が指定する配送物について、利用者が指定した宛先の印刷および配送手配を行います。(以下、宛先を印刷した配送物を「本配送物」といいます。) 本配送物の仕様、数量、配送日等については、本サービス提供契約にて定めるものとします。当社が本配送物を制作し、郵便局その他の配送事業者に対して配送手続きを完了したことをもって、本サービスの提供完了とします。
- (2) 本サービスの対象となる配送物は、本印刷物に限られるものとします。
- (3) 当社は、利用者の指定する宛先への本配送物の到着については何ら保証せず、配送先の受取拒否、配送先からの問い合わせおよびクレーム等について責任を負いません。

以上

以上

2023 年 7 月 18 日 制定

各サービスごとの特約

各サービスごとの特約は以下のとおりとします。本特約の条項と本約款との間に矛盾抵触がある場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

第 1 条 (デザイン制作サービス)

本サービスがデザイン制作サービスの場合、以下の各号の定めによるものとします。

- (1) 本サービス提供契約は、請負契約となり、当社は、利用者の希望に応じてデザイン制作を行います。(以下、制作したデザインを「本デザイン」といいます。) 本デザインの仕様、納入期限等については、本サービス提供契約にて定めるものとします。
- (2) 本デザインに関する校正是、原則 1 回までとします。ただし、別途当社と合意した場合は、この限りではありません。なお、校正により大幅な修正が発生する場合、当社は、本サービス提供契約に定める納入期限の変更および利用者への追加料金の請求ができるものとします。
- (3) 利用者による本デザインの校正終了の通知の後、当社が利用者に対して本デザインのデータを納入したことをもって、当社は本サービスの提供を完了したものとします。
- (4) 利用者は、本デザインの校正終了の通知の後、本デザインの修正を要求できないものとします。
- (5) 本デザインに関する知的財産権は、利用者提供素材を除き、全て当社に帰属します。当社は、利用者に対し、利用者が本サービスを申し込んだ目的の範囲内で、本デザインを使用することを許諾します (なお、当該使用許諾によっても、利用者に対し、本デザインにかかる知的財産権が移転することはありません。)。ただし、別途当社と契約を締結した場合は、この限りではありません。
- (6) 利用者提供素材に関する知的財産権については、利用者または利用者に当該権利を許諾した第三者に帰属するものとします。また、利用者は、当該利用者提供素材の利用が第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉権その他一切の権利を侵害しないことを、当社に対して表明し、および保証するものとします。利用者提供素材に第三者に権利が帰属する素材が含まれる場合は、利用者の責任と費用負担をもって当該第三者から利用許諾を得るものとし、利用者提供素材について第三者から権利侵害・損害賠償その他の請求があった場合は、利用者が責任を負うものとします。

第 2 条 (印刷サービス)

本サービスが印刷サービスの場合、以下の各号の定めによるものとします。

- (1) 本サービス提供契約は、請負契約となり、当社は、印刷サービスの対象となる原稿等 (以下「印刷データ」といいます。) を当社指定の印刷会社で印刷・加工し、利用者が指定する場所への配送手配を行います。(以下、印刷・加工した印刷物を「本印刷物」といいます。) 本印刷物の仕様、数量、配送日等については、本サービス提供契約にて定めるものとします。当社が、本印刷物を制作し、郵便局その他の配送事業者に対して配送手続きを完了したことをもって、本サービスの提供完了とします。
- (2) 印刷データは、デザイン制作サービスによって当社が制作した本デザインに限られるものとします。
- (3) 利用者は、本印刷物をセラン事務局にて受領する場合を除き、本印刷物の配送料金を負担するものとします。
- (4) 当社は、本印刷物が利用者の想定し、希望したとおりの色合い、風合い、手触り、質感その他の性質を有することを保証するものではなく、利用者はかかる事項を了承のうえ、本サービスを申し込むものとします。
- (5) 当社は、本印刷物が、利用者の指定する場所に到着する日については何ら保証しません。本印刷物が利用者の指定する場所に到着したにもかかわらず、受取拒否、長期不在その他の事情により本印刷物の配送が完了しなかった場合には、当該本印刷物は当社に返送されます。これ以降、当該本印刷物について利用者が再配送を希望する場合には、当社に対し、別途当社が定める手数料を支払う必要があることを、利用者は予め了承するものとします。また、この場合、当社は、当社に返送